

農山漁村再生可能エネルギー法

基本計画

(基本計画作成イメージ)

| | |
|------|--------|
| 市町村名 | 〇〇市 |
| 策定年月 | 令和〇年〇月 |

- ✓ 市町村は、協議会の場の積極的な活用等により、地域の関係者の合意形成を図りながら、基本計画作成することが重要です。
- ✓ また、地域の関係者の方々は、それぞれの役割に応じ、基本計画の円滑かつ適確な作成・実施に向けて積極的に協議に参画することが求められます。
- ✓ 以下基本計画作成イメージに記載されている事項のほか、地域の特色に合わせて項目を追加するなど、柔軟に基本計画を活用することが肝心です。

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市の中山間地域では農業や酪農等が行われている。また、山間部においてスギなどが生産されているほか、沿岸部ではカキ養殖業等も営まれている。しかし、農林漁業者の高齢化、耕作放棄地の増加など厳しい状況にあり、今後一層深刻化するものと見込まれる。

他方、本市は、日射量が多く太陽光発電に適した特性を有しているほか、山間部や沿岸部では一年を通し安定的な風が吹き風力発電に適した特性を有している。また、本市は、県内でも有数の酪農地帯であり酪農家等から相当量の家畜排せつ物が排出されているほか、山間部を中心に木質系バイオマスが多く賦存している。これらの未利用な地域資源を、再生可能エネルギー源として有効に活用する。

このため、山間部に風力発電設備を整備し、周辺地域において直売所を整備することにより、農業経営の改善を図る。また、農業上の再生利用が困難な荒廃農地を活用した太陽光発電の導入、農業用水路を活用した小水力発電の導入、家畜排せつ物を活用したバイオマス発電の導入を行う。さらに、未利用間伐材等を活用したバイオマス発電を行うことにより、林業経営の改善を図る。加えて、沿岸部の漁港区域内に風力発電設備を整備し、併せて加工施設を整備することにより漁業経営の改善を図る。その際、地域の農林漁業者が主体的な役割を果たしながら、再生可能エネルギー電気の発電事業に取り組むこと等により、発電事業により得た収入が地域に直接還元されるよう努めることとする。

記載のポイント

- ・市町村内の未利用資源の賦存状況や土地の利用状況、再生可能エネルギー発電の導入可能性、農林漁業の生産活動への影響、自然環境の保全や景観との調和への配慮の必要性等を踏まえ、適切に定めてください。
- ・未利用資源を活用した農山漁村の活性化に向けた他の政策との整合性を図ってください。
- ・市町村内においてどのような再生可能エネルギー電気の発電を促進するのか、市町村内で農林漁業が果たしてきた役割や現状、課題等を具体的に記載してください。
- ・再生可能エネルギー電気の発電による収入等を活用した農林漁業の将来の発展方向について明らかにしてください。
- ・「7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価」に関する事項をここに併記することも可能です。
- ・バイオマス発電の場合は、未利用間伐材等の地域に存するバイオマスを主に活用するもの（地域に存するバイオマスの利用率を年間を通じて原則8割以上確保するもの）を促進する旨を記載することが望ましいと考えられます。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

| 地区 | 区域の所在 | 地目 ※ | | 面積 (m ²) | 備考 |
|----|------------------------|------|----|--------------------------|-----------------------|
| | | 登記簿 | 現況 | | |
| a | A市△△1-2 | 田 | 田 | □m ² | バイオマス 発電設備の 整備 |
| b | A市△△2-4 | 原野 | 畑 | ◇m ² | 太陽光発電 設備の整備 |
| c | A市△△3-1、5-2、7、 9、10 | 山林 | 山林 | 100m ² × 5 | 風力発電設 備（5基） の整備 |
| d | A市△△4-3 | 〇〇 | 〇〇 | 10m ² | 附属設備の 整備 |
| | | | | | |

※地目は基本計画策定時のものです。

記載のポイント

- ・市町村は、市町村内の未利用地や荒廃した土地等を優先的に再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域（以下「設備整備区域」という。）に含めるようにしてください。
- ・設備整備区域に含めようとする農林地又は漁港若しくはその周辺の水域の面積又は範囲が、整備する再生可能エネルギー発電設備の規模から見て適当なものとしてください。
- ・日照量、風況、熱源分布、他産業への影響等の条件を考慮して定めてください。
（区域の設定の仕方）（詳細は、基本方針第3及び第5の1（2）並びにガイドライン第4の2（2）を参照してください。）
- ・農用地区域内農地及び甲種農地は設定できません。
- ・第1種農地にも、原則として区域設定を行うことはできませんが、①再生利用困難な荒廃農地か、あるいは、②再生利用可能な荒廃農地であって、受け手が見込まれないため、今後耕作の見込みがない土地であれば設定可能です。
- ・区域に林地を含めようとする場合は、保安林として指定されていない林地を優先的に用いてください。
- ・止むを得ず保安林を含めようとする場合は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないようにしてください。
- ・国有林を含めようとする場合は、森林管理局と十分な事前調整を行ってください。
- ・漁港又はその周辺の水域を区域に含めようとする場合は、当該漁港の利用又は保全及び当該水域における漁業に支障を及ぼすおそれがないようにしてください。

（記載の注意）

- ・区域の所在の欄には、風力発電設備を複数基整備する場合、整備する場所ごとに区域の所在を記入してください。
- ・発電設備と異なる場所に附属設備を整備しようとする場合、その区域の所在を記入してください。

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

| 地区 | 発電設備の種類 | 発電設備の規模 | 備考 |
|----|-------------------------|----------|--------------|
| a | バイオマス発電（家畜排せつ物、メタンガス発酵） | 250kW | |
| b | 太陽光発電 | 2,000kW | |
| c | 風力発電 | 10,000kW | 2,000kWを5基設置 |
| | | | |

記載のポイント

・市町村は、必要に応じ、設備整備者や再生可能エネルギー電気の発電について専門的な知見を有する者の意見を聞いた上で、設備整備区域において整備する発電設備の種類及び規模を定めてください。

・バイオマス由来の発電設備を整備しようとする場合、バイオマスの種類（木質、家畜排せつ物、食品残さ等）及び発電方式（直接燃焼型、メタンガス発酵型等）を記載してください。また、事業化が可能な技術を用いたものとし、研究開発段階、実証段階にある技術を用いたものは避けることが重要です。

（参考）バイオマス利用技術の現状とロードマップについて（令和元年5月17日バイオマス活用推進会議）

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

| 地区 | 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域 | 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項 |
|----|------------------------------|-------------------------------|
| b | （詳細が分かる地図を添付） | 所有権移転等により優良農地を担い手に集約 |
| | | |

記載のポイント

・再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて、荒廃農地の再生や農地の集積化を行う場合に、この事項を定めてください。

・この区域を定める場合には、人・農地プランとの整合性を図るなど、市町村の農林業の発展方向を踏まえつつ、区域の設定や区域内で実施する具体的な取組の決定を行ってください。

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

| 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容 | 備考 |
|---|----|
| 発電事業者が売電収益の一部を支出して太陽光発電設備の周辺の農地の簡易な整備等を行うことにより、農業の生産性向上に資する取組 | |
| | |

記載のポイント

- ・農林漁業の健全な発展に資する取組については、地域の農林漁業の発展に必要で、かつ、実現可能なものとなるよう、市町村、関係農林漁業・団体、発電事業者等が十分協議を行いながら、地域に応じた取組を検討してください。その際、発電事業の継続が困難にならないよう、発電事業の収支や発電事業者の実行能力等を見極めながら検討してください。
- ・売電収入から、再生可能エネルギー発電設備を整備した土地の地代や賃借料を支払う取組や、地代等に代えて毎年の売電収入の一定割合を地権者に支払う取組だけでは、農林漁業の健全な発展に資する取組とはならないことに注意してください。
- ・農林漁業の健全な発展に資する取組は、必要に応じてその内容を見直し、地域の農林漁業の現状を踏まえたものとするのが重要です。また、再生可能エネルギー電気の売電収入の一部を基金化し、その用途をあらかじめ複数定め、その時々課題に応じた用途に支出することとしても差し支えありません。

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

記載のポイント

- ・再生可能エネルギー発電に当たっては、自然公園や原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域、生息地等保護区、鳥獣保護区の保全に支障が生じないように配慮してください。
- ・必要に応じ、自然環境に与える影響を調査し、その対策について検討してください。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

今後10年間（〇〇年度まで）で、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備を〇〇MW導入し（設備整備計画の認定件数△）、それにより総発電量〇〇MWh／年を目指すこととする。こうした取組の結果、再生可能エネルギー電気の発電による所得を〇〇億円まで向上させることを目指す。

記載のポイント

・市町村における再生可能エネルギー発電設備の総設備容量、当該再生可能エネルギー発電設備の総発電量、設備整備計画の認定件数、再生可能エネルギー電気の発電による所得の向上や、雇用の増大（特に木質バイオマス発電の場合）等の目標（目標の達成時期を含む。）を定めるようにしてください。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。目標年度までに目標が達成されない場合、基本計画の作成時まで遡って原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

記載のポイント

・目標の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、基本計画の作成主体である市町村は、その実施状況について自己評価することが重要です。そのため、認定設備整備計画の実施状況の調査、目標が達成されない場合の原因分析など、基本計画の目標の達成状況の評価の方法を定めるようにしてください。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は設備整備事業者が直ちに発電設備の撤去及び土地の原状回復する義務を負い、撤去及び原状回復に係る費用を全額負担することとする。

設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。

記載のポイント

・再生可能エネルギー発電事業の中止又は終了時に再生可能エネルギー発電設備が放置されないよう、当該設備の撤去に係る費用負担等について定めてください。また、認定設備整備計画が農地法、森林法等の特例措置を受けているものである場合には、当該認定設備整備計画の内容に反して再生可能エネルギー発電設備の整備を中止したとき等土地等の原状回復が必要となる場合には、それが適切に行われるよう定めてください。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針

〇〇市は、農林地の効率的かつ総合的な利用の確保と再生可能エネルギー発電設備の円滑な整備の促進を図るとともに、地域の農林業その他の事業に従事する者又はその組織する団体が農林業の活性化を図るために取り組む活動を支援する。

そのために必要となる所有権等の移転・設定や農地転用等については、より円滑な用地の確保、権利移動等を行うため、所有権移転等促進計画を関係者の合意の上作成するものとする。

記載のポイント

・市町村は、再生利用が困難な荒廃農地の有効活用や農業の担い手への農地の集約化等当該市町村の区域内で農林地所有権移転等促進事業が行われることの具体的な意義を明らかにしてください。

(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法

移転される所有権の移転の対価の算定基準は、次のとおりとする。

ア 同種の再生可能エネルギー発電設備の整備や農林地の農林業上の利用を行う場合の地代等を勘案して算定する。

イ 対象となる土地が地価公示法第2条第1項に規定する都市計画区域に所在し、かつ同法第6条の規定による公示価格を取引の指標とすべきものである場合には、公示価格を基準とした価額を基礎として算定する。

また、移転される所有権の移転の対価の支払い方法については、所有権移転等促進計画に定める支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関口座に振り込みにより支払い、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払う。

記載のポイント

・本事業による所有権の移転の対価については、地域における他の再生可能エネルギー発電設備の整備のための土地の取引価格や農地価格等の形成を不当に歪めることとならないよう留意してください。

(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等

①設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準

設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準は、次のとおりとする。

ア 再生可能エネルギー発電設備の用地として利用する場合にあつては、設備整備計画における再生可能エネルギー発電設備の使用期間等を踏まえた期間

イ 農林漁業関連施設の用地として利用する場合にあつては、その耐用年数、その運営に係る事業計画の年数等を考慮した期間

ウ 農地として利用する場合の土地の権利の存続期間については、農地の利用調整を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ関係農業者の多くが希望する期間

エ 林地として利用する場合にあつては、森林の育成に係る期間が通常数十年と長いことに配慮した期間

②設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準

設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準は、移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間とする。

③設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法

設定され、又は移転される権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準は、次のとおりとする。

ア 再生可能エネルギー発電設備の用地の地代等については、当該市町村の他の区域における再生可能エネルギー発電設備の整備のための土地の取引価格を調査した上で算定する。

イ 農林漁業関連施設の用地については、近傍の同種の施設用地の地代又は借賃の額に比準して算定する。

ウ 農地の地代等については、農業委員会が提供している農地の借賃等に関する情報も参考にしつつ、当該のうちの生産条件等を勘案して算定する。

エ 採草放牧地又は林地については、それぞれ近傍の採草放牧地又は林地の地代又は借賃の額に比準して算定する。

地代又は借賃は、毎年所有権移転等促進計画に定める日までに、口座振込み又は持参により支払う。

記載のポイント

・本事業により設定又は移転される権利の存続期間については、その土地の安定的な利用に支障を来さないよう定めることが重要です。

(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項

①農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件

有益費の償還等権利の条件を所有権移転等促進計画に定めるものとする。

②その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項

農林地所有権移転等促進事業によって成立する法律関係が明確になるよう、当事者間の契約の種類（売買、贈与等）を所有権移転等促進計画に定めるものとする。

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや公報等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

A市、再生可能エネルギー発電事業者、A農業協同組合、A森林組合、A漁業協同組合等の関係者は、A市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

(縮尺 2 万 5, 000 分の 1 程度の地図をここに添付)